

第7回 社会保険未加入対策推進協議会（概要）

1. 開催日時等

平成28年12月21日（水）10：00～11：30

於 都道府県会館 1階101大会議室

2. 参加者

蟹澤教授（会長、芝浦工業大学）、水町教授（会長代行、東京大学）、建設業者団体67団体、その他関係団体7団体、厚生労働省職業安定局、同省労働基準局、同省年金局、同省保険局、日本年金機構、国土交通省土地・建設産業局等

3. 議事概要

（1）行政の取組状況等について

- 国土交通省から、5月の第6回推進協議会で発表した取組方針の実績や平成28年の下請取引実態調査の結果等について報告。【資料1-1】
- 厚生労働省から、老齢年金の受給資格要件の改正について報告。【資料1-2】

（2）各団体の取組状況等について

- 以下の①～④の各団体より、社会保険未加入対策の取組状況について報告。
 - ① 日本建設業連合会【資料2-1】
社会保険未加入対策の要綱、実施要領を改正し、会員企業が足並みを揃えて加入徹底を推進していることについて発表。
 - ② 全国建設業協会【資料2-2】
これまでの取組や平成28年8月の社会保険加入状況調査結果について発表。
 - ③ 建設産業専門団体連合会【資料2-3】
これまでの取組や最新の加入状況等の調査結果について発表。
 - ④ 全国建設労働組合総連合【資料2-4】
適切な保険への加入の周知や法定福利費確保のための取組などについて発表。

(3) 今後のスケジュールについて【資料3】

- ①推進協議会の名称を「建設業社会保険推進連絡協議会」（仮称）に変更し、情報共有等の場を継続して設ける②実態調査及び加入状況の把握による課題の整理を行うなど、平成29年度の取組方針を事務局より説明。

(4) 申し合わせについて【資料4】

次の2点を推進協議会の申し合わせとして採択した。

- 目標年次の平成29年度まで残り3か月となり、あらためて関係者全体で社会保険の加入を徹底することを確認
- 目標年次の平成29年度以降も取組を終えることなく、引き続き社会保険の加入促進に取り組むことを確認

(5) その他

出席者から以下の発言があった。

- 法定福利費が確実に支払われるようにするため、法定福利費の別枠支給の制度化について検討すべき。
- 厚生年金保険も、国民年金のように経済状況により支払猶予を設けるなど、仕事が少なくなっても加入していただける制度設計をしてほしい。
- 平成28年7月の下請指導ガイドラインに関する通達において「特段の理由」としてあげられている「工事の円滑な施工に支障」や「加入が見込まれる期間」について、より具体的な基準を通知で示してほしい。
- 厚生労働省と合同で立入検査をするなど取り締まりを強化し、4月までに社会保険に加入した者が損をしないようにしてほしい。
- 現行のように見積時だけでなく、契約時にも法定福利費を内訳明示するようしてほしい。

以上